

Title	宗教法人の代表役員の解任権について：宗教法人法の観点から
Sub Title	Die Entlassung des vertretungsberechtigten Vorstandsmitglieds einer religiösen juristischen Person
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.12 (1990. 12) ,p.59- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	金子芳雄教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19901228-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19901228-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 宗教法人の代表役員の解任権について

——宗教法人法の観点から——

石 川 明

- 一 はじめに
- 二 代表役員の解任の可否
- 三 代表役員の解任権及び解任方法

## 一 はじめに

宗教法人法一八条一項は、宗教法人には三人以上の責任役員をおき、そのうち一人を代表役員とすると定め、これに統いて同条二項ないし四項は、代表役員は規則に別段の定めがなければ責任役員の互選によって定めること、代表役員は宗教法人を代表しその事務を総理すること、責任役員は規則で定めるところにより宗教法人の事務を決定することを定めている。そして、一九条は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の事務は責任役員の定数の過半数で決し、責任役員の議決権は各々平等とすると定めている。

宗教法人法のこれらの諸規定は、代表役員を宗教法人の業務執行機関とし、責任役員は責任役員会を組織し、宗教法人の業務に関しその定数の過半数の賛成によって意思の決定をなすことを予定しているものと思われる。したがって、責任役員をもって組織される責任役員会は、宗教法人における最高の意思決定機関ということになる。これに対して、責任役員を三人以上何人おくか、その任期をどう定めるか、責任役員会のほか理事という役職並びに理事会をおくか否かといった問題は、各宗教法人の自治に委ねられている。現に、宗教法人のなかには責任役員のほか理事をもって組織する理事会をおき、これに一定の重要事項に関して議決権を与えているものがあるし、また理事会を諮問機関的なものとして構成しているものもある。この種の理事会は宗教法人法上の組織ではなく、それぞれの宗教法人の自治規則に委ねるが、この理事会を責任役員会に優越する地位をもつ最高の意思決定機関ということとはできない。

すなわち、宗教法人法の考え方は、宗教の自由との関係から、宗教法人に対する法的規制を必要最小限にとどめ、この大枠のなかでいかなる組織をおくかは各宗教法人の自治的規律に委ねるといふ態度をとっているのである。

ところで、右にみたように、代表役員の選任について法律の規定がある。そして、通常宗教法人の規則には責任役員や代表役員の選出方法(例えば、宗教法人法一八条二項の互選方式あるいは代表役員選考委員会による選考方式等)とか任期に関する規定がおかれている。これに反して、通常は代表役員の地位の終了については、任期の満了または自発的辞任が予定されている以外に、任期中に責任役員会においてその意に反して(懲戒的解任・分限的解任のいずれかを問わず)解任できるということを定めた規定は、規則、規程等におかれていない。

そこで、そのような宗教法人においては代表役員の地位の終了はその任期満了ないし辞任によってのみ生じるものであって、任期満了前の解任はできないと解すべきかという点が問題になる。

以下、本稿は、このような宗教法人の代表役員の解任の可否並びに解任方法、あるいは解任権の所在について論じようとするものである。

## 二 代表役員の解任の可否

結論的にいえば、代表役員の任期終了前に宗教法人はその代表役員を解任することができる点では殆ど問題がないといつてよい。責任役員の解任については規定があるのに対して、代表役員の解任について、宗教法人の規則において実体的手続的規定を欠く場合、その解任の可否及び可とした場合その手続（以下懲戒的解任を中心に考察するが、分限的解任もこれに準じて考えることができる）<sup>(1)</sup>について考えられる選択肢としていかなる可能性が認められるであろうか。可能性としては、以下の三種が考えられる。<sup>(1)</sup>すなわち、解任の可否についてこれを認めないものと、認めるものとに大別することができる。解任否定説を以下①説とする。解任肯定説は解任の手続をめぐってさらに二つの見解に分けられる。すなわち、②代表役員を責任役員に含めるものと解し、一般の責任役員と同様に懲戒規則及び懲戒委員会規則に基づき、懲戒委員会における決定に基づき責任委員会の議を経て（宗教法人法一八条四項並びに一九条）<sup>(2)</sup>は責任委員会が宗教法人の最高意思決定機関であるから、懲戒委員会の決定限りで責任委員会の決議を経ることなく懲戒対象者を懲戒することはできない）懲戒しうるとする立場と、③代表役員に対する懲戒は可能であるが、その懲戒の手続が定められていないから、それについては条理によって判断すべきであるという考え方がこれである。<sup>(2)</sup>

これらのうち①の解任は認められないというべきであろう。代表役員は教主と異なり神聖不可侵の地位ないし象徴的立場にある者ではない。

法人そのほかの団体とその業（事）務執行機関そのほかの機関との関係は、一般に委任または準委任の関係であると解釈されており、したがって宗教法人の機関である代表役員、責任役員の解任については民法六五一条一項の適用がある<sup>(3)</sup>と解される。

宗教法人法上、民法の右の規定の適用を排除する特別の規定が存在しないのであるから、同条の規定を適用するこ

とについて無理はないといえる。そのことは、規則に宗教法人の役員任期が規定されていても、また役員解任規定が特におかれていない場合でも、同様に解すべきであると考えられる。もちろん、その意に反する解任について規則等に一定の条件や手続が定められている場合は、原則としてそれによるべきことは当然である。

そして、民法六五一条一項の適用は、職務遂行上の適格性の欠如などという理由による、いわゆる分限的解任についても、職務上の義務違反、職務懈怠などの理由による、いわゆる懲戒的解任についても同様に解すべきである。

民法六五一条一項の適用については、「宗教法人の代表役員解任による変更登記申請の受否について」と題して、昭和五三年一月二六日付をもって法務省民事局長の回答が公表されている（法務省民四第六、七七五号民事局長回答）。この回答は、一般に代表役員が終身とされる場合や、予め法人側で解除権を放棄している場合であっても、信頼関係が破綻した場合には解除しうる方向で回答したものであって、きわめて正当なものと評価したい。

### 三 代表役員解任権

一 この場合、問題となるのは代表役員解任について宗教法人法上特段の規定がなく、加えて当該宗教法人の規則上明文の規定を欠く場合、解任権の所在が問題になる。そこで、解任権の有無は当該宗教法人の規則等の解釈により決せざるを得ない。

一般的にいえば、ある団体の機関を構成するものの選任と解任は同一の機関の権限とされることが通例である。国家の法律においてにせよ、各種団体の自治規範においてにせよ、選任機関と解任機関を同一にすることが原則的に合理性をもつと考えられているからである。この原則は、解任についての条文の欠缺に際して、一つの重要な手がかりとして活用すべき合理性をもつものである。けだし、何人がある役職の担い手として適当であるかを判断する機関

(選任機関)こそ、その者が解任に値するか否かを最もよく判断しうるからである。例えば、株式会社においては、人はまず株主総会の選任決議によって取締役となり、次に取締役会の決議をもって代表取締役となる(商法二六一条)。それなるがゆえに、代表取締役の変更は取締役会で行うことができるのに対し、取締役の解任は株主総会の権限とされているのである(商法二五七条)。

前記「宗教法人の代表役員の解任による変更登記申請の受否について」と題する昭和五三年一月二十六日付法務省民事局長の回答は、「管長の解任機関についてであるが、宗憲及び推載条例において管長の解任権限が<sup>(4)</sup>いずれの機関に属するかについて明文の定めがないときはその権限は管長の選任機関にあるものと解される」と述べている。

二 したがって、仮りに当該宗教法人の規則において責任役員会の決議ないし責任役員<sup>(4)</sup>の互選により代表役員を選任する旨が規定されていれば、当該責任役員<sup>(4)</sup>の決議ないし責任役員<sup>(4)</sup>の過半数の賛成によって代表役員を解任することができるとの解釈が成り立つであろう。しかしながら、宗教法人における代表役員の選任が責任役員会の決議ないし互選によってではなく、これとは別に代表役員選考(指名委員会による選考)とする規則を<sup>(4)</sup>おいている宗教法人がある。かような宗教法人にあっては、選任機関と解任機関の一致という観点からみる限り、責任役員会に代表役員の解任権を認めるとか、責任役員<sup>(4)</sup>の過半数の賛成で代表役員の解任を認めることに問題がないわけではない。

そしてさらに、責任役員会とは別に、代表役員の選任について代表役員選考委員会を設置している場合でも、規則上右委員会に代表役員の選任権はあっても代表役員の解任権まで規定する規則はないのが普通であり、そのような規則の下で右委員会に代表役員の解任権があるという点が問題になる。

三 通常、宗教法人の規則には代表役員の指名を定めているとどまり、代表役員の解任まで規定しているわけではないから、それにもかかわらず右選考委員会にその解任権があるものと読むことには無理があるように思われる。さらに、通常右選考委員会は代表役員の選任というその職務の完了により解散する旨定めているのが普通で、この場合

その職務権限である代表役員指名が完了すれば、右委員会とは法的に不存在に帰する。この点で代表役員選考委員会に代表役員の解任権を認めることには無理があるように思われるのである。また、右委員会の招集権者は通常代表役員とされているが、代表役員が自らの解任のために右委員会を招集する権限ありと考えることはいささか無理がないわけではない。

懲戒規則の明文中、懲戒対象者として代表役員が記載されていなくても代表役員が明文で懲戒の対象として規定されている責任役員に含まれているものと解し、その懲戒を一般の責任役員に対する懲戒と同様、懲戒規則及び懲戒委員会規則の定めるところにより行うべきものと解しうるか否かが問題になる。懲戒規則がわざわざ懲戒対象者のなかに代表役員を加えていないのは、制定上のミスと解すべきではなく、それなりの理由、すなわち代表役員の地位というものに配慮したと解しうるし、また、これらの規則による懲戒権者が代表役員となっており、自らが自らを裁くという矛盾を生ずるからである。したがって、これを規則の文言に不備があるとして、代表役員を責任役員に加えることができないとする解釈も考えうる。この解釈は、本稿第二章にあげた三つの見解のうち②について消極説に立つことになる。

そうとすれば、前記本稿第二章③の選択肢が残ることになる。<sup>5)</sup>すなわち、代表役員に対する懲戒を行う必要がある場合の手続、懲戒内容等については条理によるべきものということになる。そこで注目すべきは、宗教法人法一八条二項が、代表役員は規則に別段の定めがなければ責任役員の互選によって定めると規定している点である。もちろん右規定は、代表役員の選任に関する規定であって、解任に関する規定ではない。しかし、既述のとおり団体における機関を構成するものの選任と解任とは、特段の理由のない限り、原則として同一の機関が行うべきものと解すべきであるとの立場からすれば、右の宗教法人法の規定は代表役員の解任についても、規則に特別の規定のない限り準用され、責任役員会における多数決による決定による解任を認める趣旨と解される。そしてこの考え方は、宗教法人法上、責

任役員会は最高の意思決定機関とされていることからみて合理性を有するといえそうである。そうであるとすれば、代表役員は、宗教法人法一八条二項の趣旨を汲みつつ、責任役員会の多数決による議決により懲戒をなしうるものとするのが適切な条理解釈であることになる。そして、それは代表役員の地位からみて、その懲戒は責任役員に準じて懲戒委員会の議決に基づいて行いうることとするよりは、責任役員会が最高の意思決定機関であることからいってはるかに妥当かつ合理性のある解釈であるということになりそうである。

四 宗教法人の懲戒規則には、責任役員を懲戒対象者として規定するが、代表役員の懲戒について規定しないものが多い。そのことは、懲戒規則の立案者が代表役員の罷免をまったく考えていないことによるものと考えられる。というのは、代表役員を懲戒対象者に入れて考えているとすれば、懲戒規則の懲戒対象者が代表役員を入れるはずだからである。しかし、既述のとおり代表役員をそもそも懲戒対象からはずすことには問題がある。

そこで、宗教法人法一八条一項によれば、代表役員は同時に責任役員でもあるとされているのである。責任役員が懲戒対象者であるとの懲戒規則の下では代表役員も当然に懲戒対象者になると考えることができる。

私見は、責任役員のなかに代表役員を含めて懲戒対象者とするのが妥当な解釈ではないかと考える。なお、宗教法人法上は既述のとおり、責任役員会が最高の意思決定機関であるところから、懲戒規則には代表役員が懲戒委員会の決定を受けて責任役員会の議決を経て対象者を懲戒する旨の規定がおかれることになるが、代表役員が懲戒権を行使する旨の規定からみて代表役員を罷免することはできない、とする解釈は成り立たないものと考ええる。ただし、代表役員が懲戒対象者となる場合には、特別利害関係ある場合と解して宗教法人法二一条一項により仮代表役員を選任すれば足りるからである。

かようにみえてくると、私は本稿第二章②の見解が正当でないかと考えるのである。したがって、責任役員について懲戒規定が存する以上、代表役員についてもそれにしたがった懲戒がなされなければならないはずである。責任役員の



懲戒について、①懲戒規則によって懲戒委員会の懲戒決定＋②責任役員会の懲戒決議＋③代表役員会の懲戒という手続が予定されている場合、代表役員会の懲戒については③が仮代表役員に変わるだけであって、①を省略して②のみで代表役員を懲戒処分にするにはできないと考えるべきであろう。責任役員会が宗教法人法上宗教法人の最高の意思決定機関であることを理由として、②のみをもってする懲戒・解任を有効であると解することはできず、①を経ることなく②③の手続にのみよる解任は無効といふべきである。<sup>(c)</sup>

(1) これら三種の選任肢は偶然読む機会があった訴訟記録に含まれた鑑定書に示されたものに若干の私見を加えたものである。なお、③の選任肢については、東京地判昭和五五年六月三日（大塚重夫編「寄付金返還・宗派離脱・責任役員会等の決議無効」〔宗教関係判例集成7〕）に記載がある。

(2) ③の見解を判示するものとして、昭和四三年七月三日静岡地裁沼津支部判決（判例タイムズ二二六号一六八頁）がある。すなわち、これは、宗教法人の代表役員たるべき任職の選出方法に関する規定または慣習がない場合、寺院の本質、寺院に固有な特殊性を考慮したうえ条理にしたがって処理すべきである旨を判示したものである。この判決は、反面代表役員に解任に ついても選出の場合と同じことが妥当することを示しているものと考えてよい。なお、前掲東京地裁昭和五五年判決も同旨の判示をしている。

(3) 昭和三七年四月二七日京都地裁判決（ジュリスト宗教判例百選24Ⅱ中川高男解説、下民集三巻四号九一〇頁）は以下のよう に判示している。すなわち、宗教法人と役員との法律関係は委任関係とみるべきであるから、民法六五一条の適用がある。規則中に役員に免に関する規定を欠き、反面、規則中にその任期を定め、あるいは終身とする規定があっても、それは民法六五一条との関係において解任告知権を放棄した趣旨とは解し難いというのである。

宗教法人と役員等の法律関係について、下級審判例には委任または準委任とするものが多いようであるが、宗教法人の規則に役員等の解任に関する規定を欠く場合に民法六五一条が適用されるか否かについては、肯定する判例（京都地判昭和三七年四月二七日下民集一三巻四号九一〇頁、松江地判昭和四八年一月二五日判例時報六九五号二二頁）と、否定する判例（大阪高判昭和四一年四月八日判例時報四五二二四頁、東京地判昭和四八年一月二七日判例時報六九五号二二頁）がある。民法六五一条は個人間の信頼関係に基づきもっぱら委任者の利益のための一時的な事務を想定したものと解されることや、前記役員 の地位などに照らすと、右の点是否定説が相当ともいわれる。なお、最高二小判昭和四一年一月二八日（民集二〇巻一四一四

頁判例時報四三六号二二頁）は、中小企業等協同組合の理事の解任につき、民法六五一条の準用を否定している。

しかし、この判例は中小企業等協同組合法四一条の明文の規定との関係で、右のごとき判断をしたものであって、理事と組合との関係が委任、準委任の関係にあり、民法六五一条の規定が基本的には準用されることまでを否定したものではないと解される。

なお、寺と代表役員ないし責任役員との関係ではなく、寺と住職との関係で住職の解任を認めない見解をとるものに、昭和六一年五月一日京都地裁決定（判例時報一一〇八号一〇八頁）がある。この判例によれば、寺と住職の法律関係を無償委任ということはできないから、住職選定会議が規則中に明文の規定のないのに住職を民法六五一条によって解任することはできないとされている。住職は単なる世俗上の地位ではなく、宗教上の地位であることに着目して、世俗上の法律関係である無償委任の規定を適用できないとしたものであって、事件の特殊性に対応した判断をしたものである。したがって、この判例が前記昭和三七年の京都地裁判決と矛盾するものとはいえないであろう。

(4) 前掲東京地裁昭和五五年判決も同旨の判示をしている。

なお、公益法人実務研究会編著「新訂公益法人の理論と実務」は、理事の解任について、懲戒的解任と分限的解任を区別して、前者は法人代表者の単独決定で（一四九頁）、後者については原則として理事選任手続と同一の手続によるとしている（一五〇頁）。両者の手続を区別することには問題があるように思われる。

(5) 注(1)に指摘した鑑定書はこの立場をとるものである。

(6) 昭和六〇年六月四日、横浜地裁小田原支部判決（判例時報一一七二号九四頁）は、宗教法人の諮問機関である参議会の賛成決議を欠いて行われた懲戒も、参議会が諮問機関であることからいって、これを無効ということはできない旨判示している。懲戒手続として本文にみられる三段階を規定している場合、第一段階を単なる諮問機関であるとする特段の規定または特段の事情のない限り、手続の慎重を期することにより懲戒対象者の保護という観点から、第一段階を懲戒処分の有効要件からはずすことは適切ではない。